

平成27年6月5日

嬉野市議会

議長 田口 好秋 様

文教福祉常任委員会

委員長 大島 恒典

文教福祉常任委員会報告書

平成27年3月議会において付託された下記事件の調査結果を、嬉野市議会
会議規則第107条の規定により報告する。

付託事件名

児童福祉について

調査の理由

子どもの権利条約が国連総会において1989年に採択され、日本においては1994年に批准されている、その後国内の自治体において子供の権利に関する条例の制定が増えている状況にある。今回、比較的最近制定された宗像市の状況について4月16日に視察を行った。

調査の概要

(1) 宗像市子ども基本条例制定の経緯及び目的

経緯

- | | |
|------------|------------------------------------|
| ① 平成22年4月 | 市長選挙のマニフェストで、条例制定を公約 |
| 平成22年7月29日 | 宗像市次世代育成支援対策審議会に条例案策
定を諮問 |
| 平成23年4月 | 子ども部新設 |
| 平成23年9月20日 | 宗像市次世代育成支援対策審議会から、中間
答申書が提出される。 |
| 平成23年10月 | パブリック・コメントの実施（1ヶ月間） |

平成23年12月19日	宗像市次世代育成支援対策審議会から、最終答申書が提出される。
平成24年3月	宗像市議会において、全会一致で条例案が議決される
平成24年4月1日	条例施行。子どもの権利救済制度は、平成25年4月1日施行となる。
平成25年4月1日	全面施行。子ども相談センター開設（同センター内に子どもの権利相談室と家庭児童相談室を併設）

目的

- 1 大人の果たすべき役割を明確にし、子供の権利を守っていく。
- 2 将来にわたって子どもの権利の普及・啓発を行い、家庭・地域・学校など、子どもが育つ全ての場面において、きちんとした理念のもとに子どもを育成することができるようにする。
- 3 宗像市の子ども施策の法的根拠とする。

宗像市子ども基本条例の特徴

- 1 「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を3つ柱とし、救済制度を設けていること。
- 2 「子どもの権利」「健全育成」「子育て支援」を盛り込んだ総合条例

(別紙資料) 宗像市子ども基本条例 概要

委員会の意見

現在、全国の自治体において子どもに関する条例の制定が進んでいる状況である。当初は、いじめ・虐待・体罰などの暴力に苦しむ子どもたちの権利救済のために制定された条例が多かったが、近年では子育て支援や健全育成などを主体にした条例が増えてきている。

宗像市においては平成22年に行われた市長選挙のおり条例制定をマニフェ

ストに盛り込んだ候補が当選されたことによりスタートした。条例については「子どもの権利」「健全育成」「子育て支援」を盛り込んだ総合的な条例となっており「子どもの権利」に関する部分では、市役所内に開設した子ども相談センターに、子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を設置し、専任担当職員を配置して「家庭児童相談室」と連携を取りながら権利救済に取り組んでおられる、また併せて宗像市子どもの権利救済委員（弁護士・社会福祉士・臨床心理士）として3名の方が活動しておられ、25年度にセンターに寄せられた相談件数は、実件数67件、延べ件数119件となっており、主たる相談者は、子ども本人からの相談が7割を占めるとのことであり、家族や学校にも悩みを相談できない子どもたちの受け皿になっていると感じた。

今子どもたちを取り巻く環境も変わりつつあり、ある都市では保育園の新設に対して、住民から、子どもたちの声が騒音であるとのことで新設反対の訴訟まで起きているという。生活環境の違いもあるだろうが、以前では想定できないことである。今、市民全体で子どもたちの権利また大人の責務について考えていく必要がある。子育てがしやすい環境づくりや、子どもたちが安心して成長していける環境を整えるためにも、子ども基本条例については今後検討していくべき課題と考える。